

## 条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号中「六千八百円」を「七千三百円」に改め、同項第二号イ中「三千三百円」を「三千五百五十円」に改め、同号ロ中「二千九百円」を「三千百円」に改め、同号ハ中「二千円」を「二千五百円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。